

コーポレートガバナンス基本方針



株式会社イートアンドホールディングス

2021年12月21日

第1章 総 則

(目的)

第1条 当社グループは、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方およびその枠組みならびに取組方針を取りまとめた「コーポレートガバナンス基本方針」（以下、「本基本方針」という）を制定し、グループ全体の持続的な企業価値向上を図るために、コーポレートガバナンスの充実に向けて継続的な取り組みを行う。

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第2条 当社グループは、全ての活動の根幹を為す考え方として、以下に掲げる『パーパス』、および『ミッション』ならびに『ミッションステートメント』からなる企業理念を制定する。

『パーパス』

食を通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、
+&の発想で、
ワクワクする未来を生み出し続けます。

『ミッション』

時代の変化を的確にとらえ、夢と楽しさと命の輝きを大切にし、食文化の創造を通して、お客様と全てのステークホルダーの幸福を創造するために当社は存在します。

『ミッションステートメント』

- ・ 自社独自の“質感の高い味”にこだわる
- ・ お客様に心から満足していただける“ニーズを捉えたサービス”を一人一人が考えて提供する
- ・ 常に、当社のまたは部門の強みとなる“オンリーワン”を創造し続け、現状にとどまらない
- ・ 会社の成長と共に一人一人が個人の成長を楽しめる組織であり続ける
- ・ 収益達成が将来の繁栄をみたくことを認識する

2 当社グループは、これらのパーパスおよび企業理念の下、ステークホルダーと良好な関係を築いたうえで、企業価値を高めるため、経営の健全性・透明性を確保し、社会からの信頼を得られるように努める。その実現のため、経営組織体制を整備し、さまざまな施策を実施するものとする。

(制定・改廃)

第3条 本基本方針の制定、改定および廃止に際しては、取締役会の決議を経るものとする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第4条 当社は、全てのステークホルダーに対し、迅速、正確、公平、継続を基本に、金融商品取引法等の関連法令および東京証券取引所の定める適時開示等に係る規則（以下、「適時開示規則」という）を遵守し、情報提供に努め、また適時開示規則には該当しないその他の情報についても、適時開示の趣旨を踏まえて適切な方法により迅速、正確かつ公平に開示する。

(株主総会における権利行使)

第5条 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、議決権電子行使プラットフォームへの参加、招集通知の電子的公表、株主総会日程の適切な設定など、迅速かつ積極的な情報開示および円滑な議決権行使のための環境整備に努めるものとする。

- 2 当社は、株主総会における決議事項について、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、対応について検討を行う。
- 3 当社は、基準日において株主名簿に記録されている議決権を有する株主につき議決権を行使することができる株主としており、その他の株主については、その真実性を確認する手立てがないことから、出席を認めていない。ただし、予め株主総会への出席の申し出があり、かつ、当該申し出を行った者が実質上の株主であることが適切な根拠に基づいて確認できた場合には、実質株主の株主総会への出席につき、信託銀行等と協議しつつ検討を行う。

(資本政策の基本的な方針)

第6条 当社は、継続的かつ安定的な利益還元を経営の重要課題と認識し、自己資本、財務体質の充実度を勘案した上で、業績を加味しながら配当を行うことを利益配分の基本方針とする。

- 2 支配権の変動や大規模な希薄化をもたらす資本政策を行う際には、既存株主の利益を不当に害することのないよう、取締役会においてその必要性、合理性を十分に検討し、その必要性などを適時開示するとともに、株主総会等の場を活用して十分な説明に努める。

(政策保有株式に関する方針)

第7条 当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるために、業務提携、製品の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先および地域社会との良好な関

係を構築し事業の円滑な推進を図るため、必要と判断する企業の株式を保有する。保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減をしていく基本方針のもと、取締役会において每期個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証する。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合には、その検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行い、対話の実施によっても改善が認められない株式については、適時・適切に売却するものとする。

(買収防衛策に関する方針)

第8条 当社では買収防衛策を導入していないが、当社株式が公開買付けに付された場合には、株主構成に変動を及ぼし株主の利益に影響を与える恐れがあることから、取締役会としての考え方を速やかに株主へ開示する。また、その際には株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げることはしない。

(関連当事者間の取引)

第9条 取締役の利益相反取引・競業取引については、取引ごとに取締役会による事前承認を得るものとする。また、関連当事者間取引全般につき、法令に則って開示を行う。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第10条 当社は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出において、様々なステークホルダーとの適切な協働に努めるべきと認識し、『パーパス』に「食を通じて、持続可能な社会の実現に貢献する」とあり、また企業理念である『ミッション』に「食文化の創造を通して、お客様と全てのステークホルダーの幸福を創造するために当社は存在する」とあるように、食を通して社会に貢献していくという理念のもと、取締役会および経営陣が先導し、会社全体としての健全な事業活動倫理を尊重する。

(行動準則の策定・実践・レビュー)

第11条 当社は、企業理念であり、全ての活動の根幹を為す考え方として、『ミッション』および『ミッションステートメント』などから成る“EAT&WAY”を定め、社員への理解・浸透を行うことにより、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動を進めるものとする。また、これらが浸透、実践されているかにつき、取締役会で定期的なレビューを行う。

(サステナビリティ)

第12条 当社は、サステナビリティを巡る課題への対応は重要な経営課題であると認識し、以下に掲げる『サステナビリティ基本方針』を定め、その解決に向け積極的・能動的に取り組むものとする。

『サステナビリティ基本方針』

E a t + &の幸せを次の世代へ。

「地球環境」「地域社会」「人とのつながり」を大切にし、
食の未来を切り拓くことで、全てのステークホルダーの幸福につながる
持続可能な社会の実現を目指します。

- 2 当社は、グループ全体の持続的な成長につながる環境および社会課題の解決のために、サステナビリティに関する討議を行うことを目的として、取締役会の監督の下、サステナビリティ委員会を設置する。同委員会において、サステナビリティに関する方針および活動計画の策定を行うほか、E S G（環境、社会、ガバナンス）に関する重点取り組みの評価および更新を行う。同委員会のメンバーは当社取締役とし、委員長は代表取締役会長C E Oが務める。
- 3 当社は、気候変動に係るリスクおよび収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、必要なデータの収集と分析を行い、国際的に確立された開示の枠組みであるT C F Dまたはそれと同等の枠組みに基づく開示を行う。

(多様性の確保)

第13条 当社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性の確保が中長期的な企業価値の向上に向けて重要であるとの認識に基づき、女性管理職資格人材の割合についての数値目標を定めるとともに、積極的な管理職登用に努める。また、外国人人材のリーダー育成を念頭にいた外国人向け人事制度を整備する。

(グループ内部通報制度)

第14条 当社は、内部通報に係る内部通報者保護規程を策定し、内部監査部門と社外弁護士事務所に内部通報窓口を設ける。取締役会は、内部通報の運用状況を定期的に点検する。社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置する。また、内部通報者保護規程に基づき通報者が保護される体制を整備する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示方針)

第15条 当社は、会社法その他関係法令に基づき、当社および当社グループのリスク管理、内部統制システム、法令順守等に関する当社の方針を決定し、適時適切に開示する。また、財務情報のみならず、企業理念、経営戦略、中期経営計画等の非財務情報についても積極的に開示する。

- 2 当社は、情報開示に際しては、合理的な範囲において、英語での情報開示にも努める。

(外部会計監査)

第16条 当社は、監査等委員会、内部監査室、経理・財務・経営管理等の関連部門が連携し、監査日程および体制の確保を図り、外部会計監査人が適切な監査を行うことができるよう努める。

- 2 当社は、監査等委員会が外部会計監査人候補を適切に選定・評価するための評価基準を策定し、それに基づき評価を実施する。また、外部会計監査人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行う。
- 3 監査等委員である取締役は、内部監査部門と連携の上、外部会計監査人と随時関連情報を交換し、助言・アドバイスを得るものとする。また、外部会計監査人と経営陣幹部との会合を定期的実施する。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会およびグループ社長会)

第17条 取締役会は、経営方針、業務の意思決定および取締役間の相互牽制による業務執行の監督を行う機関と位置づけ運営する。取締役会は全ての取締役で構成され、定款の定めにより13名以内の員数とし、取締役のうち監査等委員である取締役は3名以内とする。

- 2 当社は、グループ社長会を設置するものとし、その構成員は、原則として独立社外取締役ならびに監査等委員を除く取締役および執行役員とする。グループ社長会は、取締役会からの権限移譲に基づき、経営管理全般に関する事項のうち重要なものについて協議・決議を行い、会社運営における的確周到な意思決定機関として機能することを任務とする。

(取締役会等の役割・責務)

第18条 当社は、取締役会およびグループ社長会において、企業戦略等の方向性を定める。また、取締役会規則、グループ社長会規程、業務分掌規程および職務権限規程等を定め、取締役と各部署および各グループ会社の職務と責任を明確にし、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

- 2 取締役会は、具体的な経営戦略や経営計画等につき建設的な議論を行い、戦略的な方向付けを行う。これを踏まえ、グループ社長会で重要な業務執行の決定を行う。
- 3 当社は、関連法令に従い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができる旨を定款に定め、これを開示する。また、当社は、職務権限規程を定め、取締役が執行できる範囲を明確にする。
- 4 取締役会は、中長期にわたる経営構想や中期経営計画の策定に際しては、企業理念に基づき、戦略的な視点から内容を精査し、建設的な議論を行う。また、中期経営計画の実行に際しては、その進捗管理を徹底し、目標と実績との乖離がある場合には、その原因分析を行い、次期計画に反映させる。
- 5 取締役会で決議すべき事項については、十分な審議検討を行う。また、取締役会で決定された方向性を踏まえ、重要な業務執行については、グループ社長会を原則として毎週開催し、迅速・果断な意思決定を行うものとする。
- 6 当社は、リスク管理規程に基づき、適切なリスクコントロールを行うものとする。内部監査部門は、リスク管理状況を取締役に報告する。また、コンプライアンスについては、コンプライアンス規程に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス取り組みに関する重要事項の決定は取締役会が行う。さらに、取締役会の下に任意の委員会として、当社取締役およびグループ会社社長で構成されるコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス・プログラムに定める個別課題について協議・決定を行うとともに、コンプライアンス・プログラムの進捗状況を管理する。コンプライアンス委員会での協議・決定事項については取締役会へ報告を行う。

(取締役報酬)

第19条 取締役の報酬は、原則として以下の3つの項目から構成されるものとし、別途定める役員報酬規程に則り、指名報酬委員会での審議を経て、監査等委員会の意見を徴した上で、取締役会で個別の報酬を決定する。なお、独立社外取締役は、原則として基本報酬（固定報酬）とする。

- ① 基本報酬（固定報酬）
- ② 業績連動賞与（短期インセンティブ報酬）

③ 株式報酬（中長期インセンティブ報酬）

（取締役の評価・選解任）

第20条 取締役は、当社業績等を踏まえて年に2回のMBO（目標管理）評価を受けるものとし、取締役の選解任については、その評価結果に基づき、指名報酬委員会での審議を経て、監査等委員会の意見を徴した上で、取締役会にて選解任案の決議を行い、株主総会に付議するものとする。

（CEO後継者計画、CEOの選解任）

第21条 取締役会は、最高経営責任者（CEO）に求められる資質・要件につき、原則として、以下に掲げるように定め、候補者育成が十分な時間と資源をかけて行われるよう適切に監督するものとする。

- ① 当社企業理念を踏まえ、持続的な企業価値向上を牽引するリーダーシップを有すること
- ② 当社主要事業における十分な経営経験を有すること
- ③ 法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、当社グループトップとして求められる優れた人格と識見、公正さを有すること
- ④ 人材の育成を図り、会社の成長とともに社員一人一人の成長をもたらす組織づくりができること

（監査等委員会および監査等委員）

第22条 当社は、監査等委員会を設置する。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名をもって構成するものとし、その過半数は独立社外取締役とする。監査等委員は独立した客観的な立場を堅持するとともに、その専門性の高い知識と豊富な経験を活かし、取締役会および経営陣に対して、企業価値向上の観点から、積極的に意見を述べるものとする。

- 2 独立社外取締役である監査等委員は、その独立性を強固に保ちつつ監査を行うものとする。同時に、常勤の監査等委員は、グループ社長会を含む重要な会議に参加するとともに内部監査部門等と連携して社内の情報収集に努め、監査等委員会において他の監査等委員にも積極的に情報の共有を図り、監査等委員会として、適切なリスク管理・コンプライアンスを監視できる体制をとるものとする。

（独立社外取締役）

第23条 当社経営の公正性、透明性を高め、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、独立社外取締役を取締役の3分の1以上選任するものとする。

- 2 独立社外取締役は、経営の方針や経営改善についての自らの知見に基づく助言を行うことによって、取締役会における議論に積極的に貢献する。
- 3 独立社外取締役の選定にあたっては、特に企業経営に係る幅広い知識および知見等を有していることを重視するとともに、東京証券取引所の定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守するものとする。

(指名報酬委員会)

第24条 取締役会の傘下に、任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置する。指名報酬委員会は、委員3名以上をもって構成する。委員会の過半数は独立社外取締役が占めるものとする。委員長は、代表取締役会長CEOが務める。

- 2 指名報酬委員会は、以下の事項の審議および提言を行うことをその役割とする。
 - ① 取締役の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
 - ② 株主総会に付議する取締役の選任及び解任議案の原案
 - ③ 取締役会に付議する取締役の選定及び解職議案
 - ④ 取締役の報酬等を決定するに当たっての方針
 - ⑤ 株主総会に付議する取締役の報酬等に関する議案の原案
 - ⑥ 取締役会に付議する取締役の個人別の報酬等の内容
 - ⑦ その他、取締役会が必要と認めた事項
- 3 委員会における取締役候補者の審議にあたっては、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス（スキルマトリックス）およびジェンダー・国際性を含む多様性について考慮する。

(取締役会の実効性)

第25条 取締役会全体の実効性を確保するため、全ての取締役を対象に取締役会の評価に関するアンケートを実施し、その結果を取締役に報告するものとする。

- 2 取締役会の開催にあたっては、資料の事前配布、スケジュール、審議項目および審議時間などについて十分な配慮を行い、審議の活性化を図るものとする。
- 3 取締役は、その責務を果たすために必要な情報の入手を積極的に図る。また、当社は、取締役会の事務局となる部署を設置し、取締役の情報入手等の支援を行うものとする。

とする。必要に応じ、当社は取締役が必要とする外部専門家にかかる費用を負担する。

- 4 内部監査部門は、リスク管理状況を定期的に取り締役会に報告しなければならない。

(取締役トレーニング)

第26条 当社は、独立社外取締役を含む、当社グループの全ての取締役に対して、その役割・責務に係る理解を深め、その職責を十分に果たすことができるよう、以下のトレーニングを実施するものとする。

- ① 新任取締役に対するトレーニング
 - (ア) 会社法など必要な法令
 - (イ) コーポレートガバナンス
 - (ウ) リスクマネジメント
- ② 取締役に対する継続的なトレーニング
 - (ア) 法改正や経営課題等に関する社内外の研修プログラム
- ③ 独立社外取締役に対するトレーニング
 - (ア) パーパス、企業理念、グループビジョン、グループ事業内容・財務状況・運営状況・グループ中期経営計画その他の重要事項の説明
 - (イ) グループ会社の工場、店舗等の見学の機会

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第27条 当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取り組みに関する方針として、以下を定める。

- ① 株主との対話を統括する取締役を、管理または経営戦略部門の担当取締役とする。
- ② 担当取締役の補助を経営企画、経営財務、IR、総務の各部門が担い、毎週行われている担当本部内でのミーティング等により、各セクション間の有機的な連携を図る。
- ③ 株主構造の把握に努め、担当取締役、担当者による投資家訪問の実施等を行う。
- ④ IR担当者を中心に、随時、投資家説明会やIR活動を実施する。
- ⑤ 株主との対話内容については、対話実施後に担当者から担当取締役へ報告し、さらに毎週開催されている社内会議等において、適宜経営陣幹部に情報共有するとともに、十分に協議を行う。
- ⑥ 株主との対話においては、インサイダー情報の管理を十分に留意し実施する。

- 2 機関投資家などの株主からの面談、インタビューについては、I R担当者または、I R部門長が基本的には対応するが、必要に応じて経営陣幹部または担当取締役も対応する。

以 上